

日本神経病理学会認定医制度規程

1. 目的

現代の医療、医学における神経病理学の重要性にかんがみ、日本神経病理学会認定医制度を設ける。この制度は、優れた神経病理の専門医を育成し認定することにより、わが国の医療と医学の充実と発展に寄与し、併せて神経病理学の進歩に資することを目的とする。

2. 認定の方法

(1) この制度により「神経病理認定医」の研修と認定を受けようとする者は、「神経病理認定医」研修を申請し、日本神経病理学会が定める神経病理教育研修施設で所定の認定医カリキュラムの研修を受け、資格審査ならびに日本神経病理学会認定医試験に合格しなければならない。

(2) 「神経病理認定医」研修申請資格は、次のとおりとする。

(イ) 日本国の医師免許を取得し、後期臨床研修を終了していること。年齢は出願時40歳以下を原則とする。留学生は、当該国の医師免許取得を原則とする。

(ロ) 日本神経病理学会会員であること。

(3) 「神経病理認定医」研修カリキュラムの概要は、次のとおりとする。

(イ) 日本神経病理学会が定める神経病理教育研修施設で、2年間の研修を受ける。研修期間は最大5年とする。

(ロ) 研修カリキュラムは、剖検・生検を含む中枢神経病理、末梢神経病理、筋病理の領域に大別され、剖検・生検、外科病理を含めて複数の神経病理教育研修施設などで実施される。

(ハ) 研修内容の細則は別に定める。

(4) 日本神経病理学会認定医試験の受験資格は、次のとおりとする。

(イ) 所定の研修を終了したものは、研修期間中に担当した神経疾患の解剖報告書20例、外科病理の報告書20例、筋生検・神経生検の報告書5例の提出を必須とする。

(ロ) 人体神経病理学に関する原著論文（筆頭著者）ないし学会報告（筆頭演者）が合わせて3編以上あること。

(ハ) 報告書と論文ないし学会抄録は、神経病理学会認定施設審査・専門医制度検討委員会が認定医試験の受験資格として審査する。

(ニ) 試験は、神経病理学会認定施設審査・専門医制度検討委員会が行う。試験は、資格試験とし、実地試験を原則とする。

(ホ) 試験についての細則は、別に定める。

(5) 神経病理認定医については、資格取得後5年ごとに資格の更新を行う。

(イ) 資格更新の細則は、別に定める。

(6) 神経病理認定医に適格でない事由を生じた場合、認定を取消すことがある。

3. 神経病理教育研修施設

(1) 上記2(1)(3)の項にいう日本神経病理学会の認定する教育研修施設とは次のものをいう。

(イ) 日本神経病理学会認定施設で、病理解剖、標本作製、診断などを日常業務として行い、神経病理学の教育指導者が常勤し、十分な教育資源があり、神経病理学会認定施設審査・専門医制度検討委員会が教育研修施設として適切であると認定した施設。

(ロ) 神経病理教育研修施設の細目は別に定める。

4. 教育研修指導者

(1) 神経病理認定医の育成のために、神経病理教育研修施設の指導管理責任者が教育研修指導医となる。

(イ) 指導医は、研修者の直接指導にあたり、研修状況を把握して、必要かつ十分な研修が受けられるように配慮する。

(ロ) 指導医の細目は別に定める。

5. 本制度の運営

(1) 日本神経病理学会認定医制度の運営は、神経病理学会認定施設審査・専門医制度検討委員会が行う。

(2) 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

6. 補則

この規程の改廃は、理事会の審議を経て、総会の議決による。

文責 2018年4月22日 吉田眞理